

コーポレート・ガバナンスと内部統制

商学部助教授 林 隆敏

西武鉄道・コクドによる株主偽装と有価証券報告書への虚偽記載事件を重視した金融庁が、上場企業など約4,500社に対して有価証券報告書の点検を要請した結果、約525社が開示内容の修正を行い、145社は無回答という状況であった（日本経済新聞、2005年1月14日）。経済社会における上場企業の意義を考えれば、深刻な状況である。あらためてわが国企業のガバナンスのあり方が問われているといえよう。

情報開示（ディスクロージャー）と監査が、コーポレート・ガバナンスにおいて極めて重要な機能を有することは言うまでもないであろう。この両者の観点からわが国で近年特に注目されているのが内部統制（Internal Control）である。内部統制の概念は歴史的に変遷してきたが、現在では一般に、①事業経営の有効性と効率性を高めること、②企業の財務報告の信頼性を確保すること、そして③事業経営に係る法規の遵守を促すことという三つの目的を達成するために、企業内部に設けられ、企業構成員のすべてによって運用される仕組みをいう。内部統制は従来、主に監査の視点から議論されることが多かったが、現在は、コーポレート・ガバナンスの重要な要素として認識されるに至っている。

細田末吉「内部統制構築の課題と監査の役割－『内部統制構築基準』策定の必要性とその課題〔第1回～第5回〕」『月刊監査研究』第354号～第358号（2004年5月～9月）は、内部統制概念の歴史的変遷、企業経営における内部統制の重要性、監査制度における内部統制に関する諸課題などを連載形式でまとめた論文であり、内部統制に関する議論の全体像を把握するのに有益である。同論文では、内部統制の重要性を経営者が理解することの重要性が強調されており、わが国企業に有効な内部統制を構築するための「内部統制構築基準」が提案されている。

内部統制は本来、企業目的を達成するために経営者が自発的に企業内に構築する経営管理の仕組みであり、内部統制の構築と維持の責任は経営者にある。しかしアメリカでは、ロッキード事件を契機として制定された「海外不正支払防止法」により、企業経営者に対して良好な内部統制を整備

する法的責任が課された。わが国でも数年前に、従業員による不正取引や特殊株主への利益供与について、会社に対する損害賠償を経営者に求めた株主代表訴訟が提訴され、その判決や和解の過程で、経営者には有効な内部統制を構築する法律上の責任があるということが示されている。さらにアメリカでは、エンロン社の粉飾決算・破綻事件を契機に2002年に制定された「企業改革法」により、上場企業の経営者は原則として2004年度から、自社の財務報告に関する内部統制の有効性を評価し、証券取引委員会（SEC）に提出する年次報告書（わが国の有価証券報告書に相当）に内部統制報告書を記載することが義務づけられた。また、上場企業の監査人は、①内部統制報告書に述べられている内部統制の有効性に関する経営者の評価の適正性について監査意見を表明することと、②監査人自身が被監査会社の内部統制の有効性を監査し、監査意見を表明することが義務づけられた。

わが国では現在のところ、「企業内容等の開示に関する内閣府令」によって有価証券報告書および有価証券届出書への記載が要求されている「コーポレート・ガバナンスに関する情報」の一例として、「内部統制システムとリスク管理体制の整備の状況」が示されているだけである。土田義憲「コーポレート・ガバナンスの状況」『企業会計』第56巻第10号（2004年10月）は、2004年3月決算期における当該開示内容を分析した論文である。同論文で紹介されている事例は僅かではあるが、これを手がかりにEDINET（証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）等を利用して、いくつかの有価証券報告書を読んでみてはどうだろうか。

内部統制はまた、内部監査とも密接な関係性を有する。内部監査とは、組織体のマネジメントに貢献することを目的として、内部統制の評価を中心に組織体内部者によって実施される監査である。内部統制は一般に、①統制環境、②リスク評価の機能、③統制活動、④情報・伝達の機能、および⑤監視活動（モニタリング）という五つの要素から構成されると考えられているが、内部監査は⑤の監視活動（独立的評価）に相当するものである。檜田信男「激変する内部監査環境と内部監査の本

質』『税経通信』2004年10月号は、内部統制に関する上述のような法規制の強化による内部監査環境の変化の意味や、コーポレート・ガバナンスにおける内部監査の役割の重要性を論じている。また、友杉芳正「委員会等設置会社における内部監査の役割」『月刊監査研究』第359号（2004年10月）は、監査役設置会社と委員会等設置会社とでは内部監査の役割が異なるという視点から、内部監査の役割変化や内部監査と内部統制との関係が論じられている。いずれの論文も、細田論文とあわせて読むことによって、内部統制に関する理解を深めるのに役立つであろう。

アメリカの内部統制に関する法規制の概略は先述したが、「企業改革法」により実現した内部統制の有効性の評価、開示および監査は、1970年代から議論されていたものである。経営者不正の防止・発見には有効な内部統制が必要不可欠であると認識されていながら、経営者不正事件が繰り返され、エンロン事件の発生を待たなければならなかった理由は、内部統制の構築と維持には（収益に直結しない）コストがかかることと、経営者が自らを縛るチェック・システムの導入に消極的であるためである。今回の事件を受けて、金融審議会や企業会計審議会は、アメリカと同様の制度導入を検討し始めた。どのような制度が導入されるのか、また制度化されたとして企業経営者がどのように対応するかが注目される。